

日本障がい者スポーツ協会、健康・体力づくり事業財団が実施する研修および一次救命処置(BLS)講習の国会資格に対する研修実績認定を開始

日本体育協会公認スポーツ指導者資格は4年ごとの更新制であり、資格更新に際しては資格有効期限が切れる6か月前までの研修受講を義務付けております。

このたび新たに日本障がい者スポーツ協会および健康・体力づくり事業財団が実施する(認める)各種研修、日本赤十字社・消防署が実施する一次救命処置(BLS)講習の受講を国会公認スポーツ指導者資格の研修実績として認定することいたしました。

この取り組みは、障がい者スポーツや健康づくりのための運動指導についての学びを通じて、より幅広い視野に立った指導能力を獲得するとともに、複数団体の認定資格を保有する指導者にとっては、研修受講に伴う時間的負担を軽減し、現場での指導をより一層充実させていただくことを目的としています。

また、一次救命処置(BLS)講習については、心肺蘇生法ガイドラインが5年ごとの改定となっており、常に最新のガイドラインに基づき対応する必要がある点を考慮し研修として追加いたしました。

詳細、研修実績認定に関する手続きにつきましては、日本体育協会 HP よりご確認ください。
<http://www.japan-sports.or.jp/coach/tabid/1039/Default.aspx>